

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:	PTFEメンブレンカートリッジフィルター TCF-(005, 010, 020, 050, 100, 050L) -(S, D, T, Q)1(F, N [*] , M, R, P)E ※050LはNコードがありません。
供給者の会社名称, 住所及び電話番号	:	
会社名称	:	東洋濾紙株式会社
住所	:	東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル5階
担当部門	:	品質保証室
電話番号	:	03-5521-2176
FAX番号	:	03-5521-2177
メールアドレス	:	trk-hinsho@advantec.co.jp
推奨用途	:	液体、気体の精密濾過
使用上の制限	:	上記以外の用途にご使用される場合は、 事前にご相談ください。 また、有機溶剤の濾過にご使用の際は、帯 電防止対策のため、ステンレスハウジング を使用し、アースをとってください。 本製品は一般工業用途に限定してご使用 ください。

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類	:	
物理化学的危険性	:	区分に該当しない。
健康有害性	:	区分に該当しない。
環境有害性	:	区分に該当しない。
GHSラベル要素	:	なし。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	:	混合物
化学名又は一般名	:	PTFEメンブレンカートリッジ フィルター
成分及び濃度又は濃度範囲	:	ポリテトラフルオロエチレン (フィルター) (CAS No.9002-84-0) ポリプロピレン(サポートメディア、コ ア、プロテクター、エンドキャップ、ブラ インドキャップ、フィン) (CAS No.9003-07-0) (CAS No.9010-79-1)

エチレン・プロピレン・エチリデンノルボルネン(ガスケット^{※1})

(CAS No.25038-36-2)

〔カートリッジフィルターとしてカーボンブラック、鉱油を1.5%以下、テトラメチルチウラムジスルフィド、テルル-ジエチルジチオカルバメートを0.5%以下含む。〕

エチレン・プロピレン・エチリデンノルボルネン(O-リング^{※2})

(CAS No.25038-36-2)

〔カートリッジフィルターとしてカーボンブラックを0.4%以下、鉱油を0.3%以下含む。〕

※1 カートリッジフィルター形状：

Fコード

※2 カートリッジフィルター形状：

N, M, R, Pコード

官報公示整理番号
化審法

- ： (6)-939 ポリテトラフルオロエチレン
- (6)-402 ポリプロピレン
- (6)-10 ポリプロピレン
- (6)-47 エチレン・プロピレン・エチリデンノルボルネン
- (2)-1820 テトラメチルチウラムジスルフィド
- (2)-1842 テルル-ジエチルジチオカルバメート
- ： 別表第9の130 カーボンブラック
- 別表第9の168 鉱油
- 別表第9の372 テトラメチルチウラムジスルフィド
- 別表第9の376 テルル-ジエチルジチオカルバメート

安衛法

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 熱分解により発生するガスの吸引は、一時的にインフルエンザに似た症状を示す。症状は頭痛、関節の痛み、一般的不快感、発熱、咳、悪寒、心悸亢進および胸部不快感を生じる。医師の診察を受ける。
(ポリテトラフルオロエチレン)
- 皮膚に付着した場合 : 該当しない。
- 眼に入った場合 : 該当しない。
- 飲み込んだ場合 : 該当しない。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	:	水（噴霧）、粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素消火剤、ハロゲン化消火剤など。
使ってはならない消火剤	:	データなし。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項, 保護具及び緊急時措置	:	データなし。
環境に対する注意事項	:	データなし。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	:	データなし。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	:	火気のそばでの取扱いに注意する。 強酸、強アルカリとの接触を避ける。 高温にさらされた場合は有毒ガスを発生する虞があるため、熱源への曝露、接触を避ける。 アルカリ金属、アルミニウム、マグネシウムのような金属との接触を避ける。 (ポリテトラフルオロエチレン)
保管	:	変質を防止するため、直射日光、紫外線、水濡れ、高温、低温、高湿、屋外保管を避けると共に、強酸、強アルカリとの接触を避ける。 3,000kg 以上の保存時には、消防法(指定可燃物：合成樹脂類)の適用を受ける。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度	日本産業衛生学会	:	データなし。
	ACGIH	:	データなし。
設備対策		:	必要に応じて講じる。
保護具		:	必要に応じて使用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	:	固体、筒状のフィルター。
色	:	白色。
臭い	:	なし。
融点/凝固点	:	データなし。
沸点又は初留点及び沸点範囲	:	データなし。
可燃性	:	あり。
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	:	該当しない。
引火点	:	該当しない。
自然発火点	:	該当しない。
分解温度	:	該当しない。
pH	:	データなし。
動粘性率	:	該当しない。
溶解度	:	水に不溶。

n-オクタノール/水分配係数	: データなし。
蒸気圧	: データなし。
密度又は相対密度	: データなし。
相対ガス密度	: 該当しない。
粒子特性	: データなし。

10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の取扱い条件では安定。
化学的安定性	: 通常の取扱い条件では安定。
危険有害反応可能性	: 260℃以上で極めてゆっくりだが分解を始める。 400℃以上では分解速度が速くなる。 熱分解より生成が始まる可能性のある温度レベルと分解生成成分。 テトラフルオロエチレン $\geq 430^\circ\text{C}$ ヘキサフルオロプロピレン $\geq 440^\circ\text{C}$ パーフルオロイソブチレン $\geq 475^\circ\text{C}$ カルボニルフロライド $\geq 500^\circ\text{C}$ (ポリテトラフルオロエチレン)
避けるべき条件	: 熱源への曝露、アルカリ金属、アルミニウム、マグネシウムのような金属、強酸、強アルカリとの接触を避ける。
混触危険物質	: データなし。
危険有害な分解生成物	: テトラフルオロエチレン、ヘキサフルオロプロピレン、パーフルオロイソブチレン、カルボニルフロライドなど。

11. 有害性情報

急性毒性

経口	: データ不足のため分類できない。
経皮	: データ不足のため分類できない。
吸入：ガス	: データ不足のため分類できない。
吸入：蒸気	: データ不足のため分類できない。
吸入：粉塵、ミスト	: データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性/刺激性	: データ不足のため分類できない。
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: データ不足のため分類できない。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性	: データ不足のため分類できない。
発がん性	: データ不足のため分類できない。 (成分として) IARCグループ3(人に対する発がん性は評価できない)に分類されるが、データ不足のため分類できない。 (ポリプロピレン)
生殖毒性	: データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: データ不足のため分類できない。
誤えん有害性	: データ不足のため分類できない。

1 2. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期（急性）	:	データ不足のため分類できない。
水生環境有害性 長期（慢性）	:	データ不足のため分類できない。
残留性・分解性	:	データなし。
生体蓄積性	:	データなし。
土壤中の移動性	:	データなし。
オゾン層への有害性	:	データ不足のため分類できない。

1 3. 廃棄上の注意

該当法規に従い、廃棄物として処理する（国、都道府県ならびに地方自治体の法規、条例に従う）。

一般産業廃棄物と同様に、都道府県知事が許可した産業廃棄物処理業者もしくは、地方公共団体がその処理を行っている場合には、その団体に委託して処理する。

焼却処分するときは、管理された焼却設備を用いて、大気汚染防止法、廃掃法、水質汚濁防止法等に沿って処理する（廃棄時には、産業廃棄物として処理することをおすすめいたします）。

1 4. 輸送上の注意

国内規制がある場合の規制情報	:	消防法における指定可燃物に該当する。
----------------	---	--------------------

1 5. 適用法令

化審法

:	既存化学物質
(6)-939	ポリテトラフルオロエチレン
(6)-402	ポリプロピレン
(6)-10	ポリプロピレン
(6)-47	エチレン・プロピレン・エチリデンノルボルネン
(2)-1842	テルル-ジエチルジチオカルバマート

優先評価化学物質、既存化学物質、旧第二種化学物質、旧第三種化学物質

(2)-1820	テトラメチルチウラムジスルフィド
----------	------------------

安衛法

:	名称等を表示し、又は通知すべき危険物及有害物
別表第9の130	カーボンブラック
別表第9の168	鉱油
別表第9の372	テトラメチルチウラムジスルフィド
別表第9の376	テルル-ジエチルジチオカルバマート

消防法

:	第九条の四（指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの基準）、危険物の規制に関する政令第一条の十二、別表第四指定可燃物（合成樹脂類。3,000kg 以上は消防法の
---	--

適用を受ける。3,000kg未満の場合、物品の貯蔵および取扱いの技術上の基準は市町村条例で定める。

16. その他の情報

記載内容の取扱い

本データシートの記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。

また、含有量、物理・化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではなく、注意事項は、通常取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

ご需要家各位は本シートを参考にして、自らの責任において、個々取扱い等の実態に応じた適切な措置をお取りくださいますよう、お願いいたします。

参考文献

- ・GHSに基づく化学品の分類方法 (JIS Z 7252:2019)
 - ・GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS) (JIS Z 7253:2019)
-